

初期在日華僑社会形成史についての一考察

—— エスニック集団と国家間関係をめぐる研究ノート ——

(神戸大学大学院) 過 放

1. はじめに

私は戦後における在日華僑のエスニシティ及びアイデンティティの変容に関心を抱いているが、小論では主として在日華僑社会初期の歴史を辿りながら、移住側（来日華僑）と受け入れ側（日本国）とのかかわりあいに関心を当て、国家間の相互関係がエスニック集団のありかたにいかに関与しているのかということについて考察してみようと思う。

これまでの日本における華僑研究は華僑華人経済に重点を置き、しかも東南アジア華僑華人を主たる対象に行われてきたという特徴があり、地元の在日華僑、とくに在日華僑のアイデンティティの変容に対する研究はあまり重要視されてこなかった。また、最近日本では「大中華経済圏」など、華僑華人経済に関する報道が著しく増え、話題を呼んでいる。ところが、華僑と華人を区別せずに混用する報道記事が少なくなく、誤解を招くおそれがある⁽¹⁾。中国系シンガポール人であろうと、中国系のタイ人であろうと彼らは在日華僑と違っていずれも居住国の国民であり、それぞれの国民意識をもっていることが無視されているようである⁽²⁾。このような実状に照らして今日のアジア経済や世界の民族紛争を認識するにあたっては、在日華僑の問題を改めて考える必要があり、とりわけ彼らのアイデンティティの変容に対する研究は普遍性、現実性をもつ課題だと言えよう。

筆者はこれまで在日華僑のアイデンティティの変容を課題として研究してきた。その過程で日中の国家間の関係が在日華僑のアイデンティティ形成に大いに作用していることに気付かされた。こ

れまでのエスニシティ理論の研究は民族関係を重視してきたが、国家間関係に関する研究が足りなかったのではないと思われる。すなわち国家間関係のエスニック集団に与える影響が見逃されてきたのである⁽³⁾。小論はエスニシティ理論研究における国家間関係の意味を考えるための試論であり、「抛磚引玉」、この分野でのご専門の先生の方々からご教示を賜れば幸いである。

さて、ここで昔の在日華僑社会の形成史を考察の対象にしたのは、この時代が中国も日本も前近代社会から近代社会に移りつつある時であり、伝統的民族間の関係から近代の国家間関係へ移行しつつあるという歴史的過程にあって、この時期の民族と国家関係こそ、在日華僑の発生・形成・展開史を考える出発点になるのではないかと思ったからである。幸いその時期に関する歴史研究は少なくなく、ここでは、これらの先行研究に学びつつ考察を進めたいと思う。

2. 華僑史研究と初期在日華僑史

周知のように中国の日本を含む諸外国との交流は古代にまでさかのぼることができる。しかし来日の中国人を含め、海外（外国）に移住した中国人のことを「華僑」と呼ぶようになるのは18世紀20年代以降のことである⁽⁴⁾。他方「華僑」と呼ばれる中国人移民の発生時期や、世界華僑史の上限及び世界華僑史の区分をめぐって、従来華僑研究の分野においてさまざまな見解がみられ⁽⁵⁾、このような状況は在日華僑史の研究に関しても言える。

華僑の発生原因と世界華僑史の区分について斯波義信氏は「華僑が登場したのは9世紀からであ

り（端緒期），そのスケールが目立ってきたのは16世紀よりであり（展開期），19世紀になってピークが訪れた（最盛期）。この発展図式は中国在来の資源，人口，技術の関係における大きな変動と結び付いていた⁽⁶⁾」と述べているが，筆者はこの見方は妥当だと思う。また戴国輝氏が語っているように「華僑と華僑社会の主流部分の形成は，ヨーロッパの近代が世界化するなわち非ヨーロッパ世界への拡張の過程，とともに始まる⁽⁷⁾」のである。さらに母国中国から外国へ移動する華僑たちは，受け入れ側の諸居住国の社会情勢によってさまざまな形で発展し，諸国華僑史が形成されてきた。例えば東南アジア諸国の華僑は，かつて全世界華僑の75%強を占めていたが，今日そのうちの83%はすでに華人に変わっているという⁽⁸⁾。他方，華人という言葉はようやくマスコミに登場するようになったのが日本の現状であろう。したがって華僑の母国中国——送り出す側の事情を研究することは重要なことに違いないが，居住国の受け入れ方や双方の国家関係，または居住国の社会構造を研究することこそ諸国の華僑華人史の特徴を明らかにするうえで，不可欠のことと言えよう。とりわけ在日華僑を研究する場合，この視点はきわめて重要だと思われる。中日関係と日本社会の性格は在日華僑及び在日華僑史の構成にもっとも大きな影響を与えたと言っても，けっして過言ではない。

在日華僑史研究については，佐伯有一氏が「従来，日本における中国社会の……研究史は，極く大掴みにいって，いわゆる唐人貿易とその開国に伴う終末の時代，19世紀末から第二次世界戦争終了までの日本資本主義の発展と東南アジアにおける戦争の時代，そして第三に，戦後の経済成長と民主主義の時代の三つの時期を対象にしてそれぞれ特徴的な研究群を見出すことができる⁽⁹⁾」と概括している。また研究課題の相違によって在日華僑史の区分法も異なる。これまで在日華僑史

の区分をめぐる見解は，①王朝や政治権力による時代区分法（中国の王朝交替，日本史の時代区分），②社会経済の発展段階による区分法（居住国日本の社会経済を主とする），③中日国家関係史による区分法，という三つの軸によって分けられる。①は，日本史の時代区分による内田直作氏の研究⁽¹⁰⁾，中国と日本の時代区分による陳昌福氏の研究⁽¹¹⁾，また日中文化交流史を軸とする木宮泰彦氏⁽¹²⁾の研究などを挙げることができる。②は，華僑の経済発展の盛衰史を重要視するもので，斯波義信氏⁽¹³⁾，佐伯有一氏⁽¹⁴⁾，市川信愛氏⁽¹⁵⁾らの研究はこれに属すると思われる。③は，華僑研究ではなく主に中日関係史研究者の区分法であり，汪向荣氏⁽¹⁶⁾，蘇崇民氏⁽¹⁷⁾らの研究がこれにあたる。この外，日中交渉史研究者秋山謙藏氏の総合項目研究法⁽¹⁸⁾も示唆的である。

歴史学の門外にいる筆者にとって，在日華僑史の分析は困難を極める作業であるが，歴史学の勉強として右の先行研究を参考に国家と国家間関係の視点からみた時，在日華僑史は，大まかに言えば次の五つの時代に分けられるのではないかとと思われる。すなわち16世紀後半から始まる形成期（前史），安政開国から第1次世界大戦終結までの発展期，日中戦争期の受難期，祖国分裂・日中国交断絶の戦後期，日中国交回復・冷戦構造解体の新時期という五つの時代である。本稿の考察範囲は，在日華僑の形成期と初期の発展期にあたる。

在日華僑社会の始まりについては，16世紀後半の長崎開港（1571年）説と19世紀後半の日本開国（1854年）説という二つの見解があるが，筆者は前者の説を妥当と考える。なぜなら16世紀後半に，今日の在日華僑の原型（例えば来日のパターン，職業，居住様式，集団の結成など）と日本の外国人受け入れ政策の原点を求めることができるからである。その在日華僑社会の形成期における時代背景として明・清王朝の（日本との貿易）海禁政策と幕府の220年に及んだ鎖国政策（中国との制

限貿易は許された)は特徴的である。室町・江戸の両幕府の規定によって来日華僑の活動範囲は長崎の一地域に限られていたが、1684年(清が海禁令を廃止)を境に中日貿易は密貿易時期と自由貿易時期に分けられる。こうして最初の華僑は華商であり、長崎華僑史は日本華僑の前史にもなるのである。長崎華僑社会は、原型確立期(「唐四箇寺」の創建をシンボルとする)、貞享新令の制限貿易期(唐人屋敷〔唐館〕がこの時期の特徴)及び清朝官営貿易期(「信牌」貿易)という三百年近くの歴史を経る中で、その発展はしだいに緩慢になっていった。安政開国以降、在日華僑は神奈川、函館、兵庫、横浜などの地域に移動、居留するようになり、次の発展期に入るのである。

在日華僑の発展期は、中日の近代の幕開けとともに始まった。この時代の特徴はなんといっても中日両国をめぐる国際関係による規定と日清戦争を境とする中日関係の大きな変化である。周知のように中国と日本が近代的な形で外国と正式に国交を結ぶようになったのは、19世紀半ば以降、つまり中国はアヘン戦争以後、日本は1850年代以降である。1842年、中国は南京条約によって5港の開港を認め、自由貿易に移行することになった。その12年後、安政開国(1854年)によって長崎一港だけに限定された貿易は終わりを告げ、日本も長崎、函館、下田、神奈川、新潟、兵庫港を開港し、外国人居留地中心の自由貿易体制へ移行した。中国で基盤を築きあげた欧米の商社はより多くの貿易利潤を求めるために日本市場にやってきたが、欧米人はまもなく、江戸時代の実績によって蓄積された中日貿易の構造及びその担い手の華僑貿易商を無視しては何事も進まないことを発見する。そこで言語を含め、異文化の壁を乗り越え、貿易競争を進めるためにそれらの欧米商社の貿易活動は、華僑に依存することによって展開された。華僑の商人たちは、これらの商社の代理商や買弁として活動し、一時的には輸出入の実権をも握って

いた。また西洋人の随伴者として料理人、洋服屋、ペンキ職人、使用人など、多くの中国人雑業者も来日し、各開港場に進出することになった。つまり、中日関係を中心とする国際関係の変化に規定されながら近代の在日華僑史が展開されはじめたということである。

3. 在日華僑社会の形成と日本の対華僑政策

これまで在日華僑の発生または華僑来日のきっかけについての分析は、送り出す側の中国社会に関するものが多かった。さて受け入れ側の日本国の事情はどうなっていたのか。山本紀綱氏は日中関係史の視点から次のように分析している。

「古代におけるわが国の文物と人材とは、七世紀はじめの遣隋使とそれにつぐ遣唐使屢次の派遣によって、すでに一応の充足をみたので、それ以上海上の危険を冒し、また莫大な費用をかけて使船の派遣を続ける必要もなくなった。……そこでわが国の律令制度がようやく弛緩してきた平安初期時代になると、公式の使節派遣よりも私貿易の形による通交が行われるようになった。その結果、遣唐使の派遣はついに停止となり(894年)、それに前後して9世紀の半ば頃からは唐船による唐商(中国商人)の来日が目立ってきた⁽¹⁹⁾」。

すなわち日本側から私貿易の通交は公式の使節派遣よりメリットが大きいと判断され、歓迎されたため、894年遣唐使の廃止後、中国と日本は私貿易、私留学の時代に移るようになったといえよう。一方、こういう中日間関係の変化は後の華僑発生の前提条件が形成されたとも言え、またこの時期に来日した中国人をすでに在日華僑の始まりとする説もある。たとえば、中西啓氏は、「842年、華商李德隣は博多に来航しているが、1105年、泉州の李充は博多に在留、鴻臚館で和市を開く。華僑の始めである⁽²⁰⁾」と書いている。しかし筆者は、当時来日した中国人の人数、船の規模や渡

航の目的地及び日本側の対応状況などからみて、この9世紀説は妥当ではないと思う。

1567年、明朝政府は「海禁令」を部分的に開放したが、日本への私的貿易は依然として禁止していた。そのため、1684年までの百年余の間に行われた中日貿易活動は、密貿易が中心になり、来日中国人は貿易の禁を犯した「賤民・棄民」であった。他方鎖国政策が取られた日本では、江戸幕府は入港の船数を限定する形でヨーロッパに対してはオランダ船の来航だけを認める一方、中国、朝鮮との貿易活動も進めてきた。当時は、主に中国から生糸、織物、薬、砂糖類などを輸入、日本から金、銀、銅などを輸出する商取引が行われていた。さらに1635年の第2次鎖国令を境に貿易港は五島、平戸、博多、長崎から長崎一港に限定された。当時の来日中国人は、主に江浙、福建、広東出身の商人、船員らである。彼らは、上陸後、一時滞在して荷物の卸し、商品の取引や貨物の船積をし、また帰国の季節風を待つため、滞在期間は数週間から半年を要した。その滞在の人数は季節や商船の数によって変動したのである。このように「日・明間には政府公認の勘合貿易以外の通交は許さないという建前の政策をとったが、その反面、両国商民を駆って密貿易などの抜け道に走らせたのが実情であった⁽²¹⁾」のであり、このことは清初の日清関係についても妥当する。

さて在日華僑社会の形成については、従来内田直作氏の江戸初期論が定説とされ、華僑が「日本に継続的に定着しはじめたのは徳川初期の長崎貿易時代から以降のこと」⁽²²⁾とされてきたが、その時期はもっとさかのぼるべきだとする研究もある。例えば官文秀氏は1602年には長崎華僑社会が形成されていたと主張している⁽²³⁾。内田、官両氏とも華僑自身の集会所ができたことをその有力な根拠としているのである。1602年、福建出身の貿易商欧陽華宇と張吉泉らは長崎奉行から許可をもらい、長崎にある浄土宗の悟真寺を中国人の菩

提寺とし、在住中国人の集会の場所とした。またそれに近接する土地を中国人墓地とし、福建出身以外の中国人もそこを利用した⁽²⁴⁾。一方1603年、長崎奉行から中国人馮六を最初の唐通事に任命し、翌1604年、幕府は糸割符制度を制定し、貿易統制を始めた。いわゆる唐通事の職務は、日本の「法令の執行伝達や通訳業務、また外国商人の管理や貿易品の評価など商務官の仕事⁽²⁵⁾」であり、これはその後250余年続いた。さらに慶長年間より長崎奉行は在留中国人の出国禁止や来航唐船に対する制限措置に対応して、中国人の長老を唐年行司に任命し、官の輔佐機関として在住中国人社会に関する統制上の責任を負わしめたのである⁽²⁶⁾。この間、長崎港を拠点とする中日貿易は盛んに行われ、在住中国人の人数が急増し、1607年の20人未満から十年後（1618年）には2、3千人に増加し、長崎人口の一割を占めるほどになる⁽²⁷⁾。また中国人の菩提寺は華僑内部の最初の自助自治の集会所となり、幕府は上層華僑を通して華僑との交渉や長崎華僑社会内部の民事・商事の紛争の解決などを図った。これは日本華僑社会形成の端緒だといえよう。

1613年、幕府は禁教令を公布し、宗門取り調べの情勢はますます緊迫していた。この時長崎華僑はキリスト教に属していないことを示し、貿易関係の安全保持に努めるために相次いで中国の仏教寺院を建てた。1623年、興福寺（江南〔現在の江蘇・安徽両省〕、江西、浙江という三江幫を中心に、華北、華中地区の出身者も含む）、1628年、福濟寺（福建の泉州、漳州幫）、1629年、崇福寺（福建の福州幫）、また50年後の1678年、聖福寺（広州幫）が建立された。このように「唐四箇寺」創建のきっかけは、中国文化の昂揚というよりは、幕府の禁教政策に対する長崎華僑の真剣な対策にあった。宋越倫氏がいわれるように「国家の政治力の保護を受ける上において望みを失った長崎流寓の中国人が、その団結を維持するためやむを得

ずとった方法⁽²⁸⁾」であった。しかし、結果から見ればそれらの仏教寺院は、明治以降、横浜、神戸、函館に設立された中華会館、公所の前身として、在日華僑自治団体の先駆をなし、さらにこの出身地に基づく四大幫別は戦後まで一貫しているのである⁽²⁹⁾。こうして「唐四箇寺」は、血縁、地縁、業縁という三縁関係の接点として長崎華僑を出身地域別に緊密に結びつけただけでなく、これらの仏教寺院のなかに媽祖堂、関帝殿も併設し、それぞれの祭祀を絶やすことなく行い、当時長崎市中の町宿に宿泊し、商売をしていた各地方出身の華僑たちの宗教的、祭祀的、友誼的相互扶助団体として大いにその機能を果たした⁽³⁰⁾と同時に、中国文化の保持・継承にも役立った。このような理由から、初期の日本華僑社会は先に創建された唐三箇寺をもって形成されたと考えるのが妥当であろう。

さて来日中国人は当時の日本にとってどういう意味をもち、どう位置づけられるのか。

後にもふれるが、まず官氏は、「福地源一郎氏がまとめた『長崎三百年間』には、——この唐船貿易は長崎において、その初めこそ南蛮貿易の下に位したれども、寛永18年(1641)の頃に至りては、はるかにオランダの上に出たりければ、長崎市民もまた重を唐貿易におきたり——とある。長崎市民ばかりでなく、鎖国体制の日本全体が、唐船貿易によって、大きな恩恵を受けていたといわなければならない⁽³¹⁾」と述べている。例えば1641年から5年の間に入港した唐船数は、年次順に97, 34, 34, 54, 76で、合計295隻を数える。これに対し蘭船は、9, 5, 5, 8, 7と合計34隻であり、唐船が圧倒的に多かった。これは、幕末の開港まで変わらなかった⁽³²⁾。また、これらの対外通交における幕府の役割について山本氏は、「このようにみると、長崎という土地にあふれる懐古的な異国情緒ともいえる雰囲気の下には、すべて幕府為政者による政治の冷厳な暗影が、無気味に

ただよう妖気のように感じられるのである⁽³³⁾」と指摘している。

このように最初の在日華僑は貿易商人を中核にして船主、下層船員などが多く、また明末清初、長崎には、流亡義民が増え、その中には文化人が多く、後に日本に帰化した。すなわち初期の在日華僑社会は、貿易商、船主、船員及び仏僧、儒者、医者などの文化人によって構成されていたと言える。他方、在日華僑は、幕府の歓迎政策、日本社会側の政治的、経済的必要性がなければ、対日貿易、来日人数の増加、さらには日本での在住は不可能であったことがわかる。

4. 在日華僑の適応性及び

日本社会の受け入れの特徴

次には、在日華僑に対する日本人の受け入れの特徴及び在日華僑の日本社会に対する適応性について考察する。ちなみにここでは在日華僑をめぐる二つの「神話」を取り上げてみたい。一つは、華僑は固有の伝統文化を維持する志向が強く、なかなか日本社会に同化しない、(だからいまだに華僑のままである)。いま一つは、排外思想は日本人の特性に根ざす、というものである。ここでは主に先行研究に依拠しつつ、このような「神話」の虚実を確認し、在日華僑の適応性と日本社会の受け入れの特徴について考えてみることにする。

まず唐四箇寺——今日でも華僑のアイデンティティを示す中国文化のシンボルとしてよく挙げられるが、実際、これらは、同時に在日華僑の日本社会の法秩序の遵守及び日本(長崎)の民衆とのふれあいにつとめる姿勢のシンボルでもあるのだと思う。すなわち唐四箇寺は、在日華僑が日本社会に適応してきたことを物語る代表的文化財と言える。前節で指摘したように唐四箇寺は異郷にある華僑の相互扶助による唯一の心の拠り所ではあるが、当初創建の目的が日本社会の法秩序に適応するためだったということは大事なポイントであ

る。まさに佐伯有一氏が述べているように「この仏寺＝唐寺という精神的紐帯のシンボルの建設は、……日本社会の秩序構造への順応の姿勢を併せ持ったという点できわめて注目すべきであって、イエズス会の進出に伴って貿易活動を展開したポルトガル人及びスペイン人の来航禁止の措置への展開の中で中国人のみが貿易の自由を謳歌し得た要因の一つでもあったのである⁽³⁴⁾」。ここでは聖福寺をとって見てみよう。内田直作氏によると、聖福寺の成立縁起は先に創建された三つの寺とは異なる。開祖の鉄心は中国人の父と日本人の母を持ち、長崎生まれの2世であり、幼い時から中国語を学び、木庵に師事して黄檗宗に帰依した。同寺の住持は後に全部日本人であり、また創建の際、長崎奉行からの寄進もあって、前記三つの寺のように同郷の中国人僧と中国人寄進のみによる完全な意味における唐寺ではなかった⁽³⁵⁾。聖福寺の例は当時の華僑と日本人との密接な関係を表している。さらに「これらの寺々を通じて、在地帰化唐人及び長崎市民、ひいては日本社会と友好の絆を結ぶ窓口ともなったのである。ことに隠元和尚をはじめとする黄檗一派の明・清僧の来朝は、宗教上の法式をはじめとして、建築・彫刻・書道・絵画・印刻・医学・音楽・さらに生活様式や料理法などにわたる中国文化の輸入と、またそのもたらした刺激と影響などという点において見逃しえないものがあつた⁽³⁶⁾」。

唐通事については、柳谷謙介氏の家譜談が参考になる。

「実は、わが柳谷家も唐通事の家柄であつた。古い記録によれば……私の祖父謙太郎が7代目で、この祖父の時に柳屋を柳谷に改めたらしい。祖父は、慶応3年『江戸出府』となり、海外知識を備えていた多くの長崎の若者がそうであつたように、以後、明治政府に仕えた。唐通事の家では養子が非常に多かった。弟子の中の優秀な者を婿に迎えるのが、家業を安泰に維持する

最も確実な手段だったからである⁽³⁷⁾」。

このように日本人と通婚し、また日本に帰化し、日本に尽くす者は、唐通事から始まったのではなくその以前からあつた。例えば官氏は、

「長崎という地が、日本唯一の開港地としてにぎわつた数十年間、唐人と住民の交際はまことに密接なものであつた。その一つの現象として、帰化する、つまり永住する唐人が少なくなつた。これを裏付けるものとして、長崎には唐風の姓が多いことが挙げられる。……なかには長崎奉行より名付けてもらった唐人や、妻になる女性側の姓を名乗る唐人もいた。……これとは反対に、日本人の文人墨客が、唐趣味を高じて唐風の名をつける風潮もあつた⁽³⁸⁾。」と述べており、当時の中国人と日本人との結び付きの深さをうかがうことができる。

次に、山本氏の長崎にいる華僑とオランダ人との比較は、この問題を検討するうえでたいへん示唆的であり、長文になるが、ここに引用させていただくことにする。

「同じように長崎に来航して貿易を許されている出島のオランダ人の場合を、唐人屋敷の唐人と比べてみると、両者の間には人種の相異はもちろん、その生活環境や精神的雰囲気及び日本人との接し方においても多分の相異が見られる。第一に、唐人に対する日本人、とくに長崎市民の感情がオランダ人に対する場合以上に親しみ深いことである。同じ東洋人であるという親近感のもとよりであるが、歴史的にも地理的にもオランダ人とはくらべものにならぬくらい日・唐人の間には親密な関係にあるということ、なかでも多数の唐人が長崎開港以来、長い間にわたる市内雑居の結果生まれた相互の親近感の深さを無視することはできない。もちろん唐人の町屋居住にはさまざまな弊害も生じたが、なんといつても、多額の唐貿易のあがる利潤のなかから、あるいは口銭として、または遺捨銀と

なって長崎市民全体の懐を潤したことの魅力は、なにものにもかえられない両者を結ぶ紐帯となったのである。そのうえ、中国の古くからの風俗習慣が自然に長崎市民生活のなかに溶け込んで、四季を通じていろいろな風俗や行事を生み、日・唐人ともにそれを楽しみあったということなども、オランダ人との場合とは全く違った庶民的な雰囲気築きあげることになった。それらを通じて、飲食・服飾・諸器具等の日常生活に関連するものから、さらに絵画・書道・建築・彫刻・歌舞・音曲などの諸技能・技芸などに至るまで、唐人文化のわが国民に与えた影響は夥しいものがあったといえよう。第二に、宗教（信仰）的な関係である。オランダ人は西欧人であるから、その信仰はもとよりキリスト教である。江戸幕府の鎖国政策によって、いわゆるキリシタン宗は禁教となって、日本人はもちろん、オランダ人といえども耶蘇を讃えてその信仰を伝えることは厳禁された。……ただ日本に来航したオランダ人たちは、ひたすら貿易商売による利益の追求に専念し、その本来のキリスト教徒としての信仰的態度は表面に現さず、ただこれ幕府の政策に服従して長崎奉行の厳しい規制と命令とを遵守し、年に一度の江戸出府と將軍拝謁を無上の光栄として、貿易と幕府の特命事項以外には決して関与しようとはしなかった。したがって彼らが接する主な日本人は、係役人と貿易関係者及び出島の蘭館出入を許された遊女だけで、長崎市民一般との関係は極めてうすかった⁽³⁹⁾」。

そして同氏はこうまとめている。

「同じく長崎に渡来した異邦人であっても、唐人がオランダ人よりも一段と深く長崎市民、ひいてはわが国民の多くから親近感をいだかれていたのは、たんに人種的關係や貿易上の利益によるためばかりではなく、以上述べたように渡来唐人とわが国人との間の社会的・文化的接

触が極度に密接であったためである。⁽⁴⁰⁾」

この比較はたいへん興味深いものであるが、一言でいえば来日外国人の姿勢と日本人の受け入れ方の特徴をさまざまな側面から表している。宗教上の問題があったとはいえ、なによりも同じ商人でありながら長崎市民と雑居し、互いに親近感を覚え、「庶民的な雰囲気築き上げた」中国人は、「ひたすら貿易商売による利益の追求に専念し」、一般市民「との関係はきわめてうすかった」オランダ人と好対照であった。他方、ここから積極的に中国人と接触し、外来文化を吸収する日本人の姿もうかがうことができる。

さらにこういう人的交流がもたらした異文化の影響は、今日の長崎を特色づけている。『長崎市史』に記述されているように「長崎の風習や諸行事には、国内他地方では見られないような異国の影響を受けたものが多い。ことに長崎の人々と最も親密な関係をもった唐人の風習などは、今日に至るまで長崎人の生活に多くの影響を与えている⁽⁴¹⁾」。

以上、前節の国家間の側面と違い、民間の人的交流にしばって来日側の華僑と受け入れ側の日本人の双方から考察してきた。これは、本節の冒頭に取り上げた「神話」の無力さを示しただけではなく、むしろ次のような逆の結論を史実を通して教えてくれたのではないかと思う。

(1) 日本人は外来文化に対しては、これをソフトに吸収するけれども、外国人に対しては堅くて排外的であるといわれるが、以上の歴史考察からみれば、日本人は積極的に外来文化を吸収するばかりでなく、外国人との人的交流も積極的に深めてきたのである。そのような対外的人的交流に積極的だからこそ、モノ、カネ、情報、文化などの交流を促進することができたといえよう。

このような結論に対しては、当時は中国の文化、技術が高かったので中国人と仲良くつきあったのだとか、「日本人は……自分たちより優秀と思わ

れる人種・民族・エスニック集団には低姿勢で卑屈な態度をとり、劣等集団には尊大に振る舞うのである⁽⁴²⁾」というように反論されるかもしれないが、筆者はやはりそうではないと思う。このような考え方を先天的にもつ民族など世界中にはいない。間根政美氏がいわれるように「排外主義をすべて日本人的特性に根ざすと誤認して、日本人の愚かさを自他ともになじったところでなんの解決にもならない⁽⁴³⁾」のである。以上の初期華僑史の考察を通して、いわゆる日本人の排外思想は、「先天的」・「自然的」なものではなく、「後天的」・「人為的」なものであって、後の日本のある一時期の政策や教育による影響だということを示したのではないと思う。

(2) 在日華僑はけっして閉鎖的ではない。彼らは、柔軟な適応性をもち、中国文化を継承しながら積極的に異文化の壁を克服し、日本人生活のなかに溶け込み、日本社会に融合するよう努力してきた。そのなかには帰化したり、日本人との結婚などによって日本社会に同化した者も少なくない。

そして在日華僑は、日本の支配階層ではなく、「庶民的な雰囲気」で一般の日本人との間で、さまざまなレベルの交流を行ってきたからこそ、各層の日本人は親近感を覚えたのである。これは華僑に対する日本社会の受け入れの特徴ともいえる。またそういう受け入れの社会基盤のうえで、彼らは、後の鎖国から開国への激変の中でも、近代の中日両国間の激しい政治的風雨の中でも、「彼らの生きる道には断層も断絶もなく『雑草』の如く根強く“生き続け生き残った”⁽⁴⁴⁾」のである。異国日本における華僑のこういう生き方について、すでに30年前、早瀬利雄氏は「在日華僑の特徴は、彼らが固有の文化を華僑共同体の内部において保存しながら、日本人社会に対してはかなりの外的同化を示している点に見られる⁽⁴⁵⁾」と概括されている。こういう相互尊重・共生共存の基礎の上に形成された適応性・進取性・柔軟性・多重性は、

華僑文化——彼らのオリジナルな移民文化——の特徴であり、今日まで継承されつつあると思われる。

5. 在日華僑史の展開と日本の法的規制

今日の在日外国人の処遇、すなわち在日外国人に関する法的規制は、実に遠く昔の幕末期（通商条約締結と外国人の居留）と明治期（条約改正と内地雑居）に定められた関係法令と密接に関連している。例えば最近、外国人単純労働者の入国不許可についての「根源的」法的根拠としてしばしば挙げられる、勅令352号（1899年・明治32年）はその典型的一例といえよう。在日華僑史の展開もこれらの日本の法的規制に大きく影響され、特徴づけられているのである。そこで次に、在日華僑の居住・身分・職業構成と日本の法的規制との関連を考察してみたいと思う。

(1) 外国人の宿泊（居留）規制と日本の中華街の形成

①散住型——華僑最初の居住様式

初期の長崎華僑は、長崎奉行の許可を得たうえで、自由に長崎の町に「雑居」していた。宿泊先は知人または血縁のある日本人宅や帰化した「在宅唐人」宅であるが、言語習俗の便利さによって後者の家に泊まるが多かった。これを「差宿」「宿町」⁽⁴⁶⁾といった。なおこれらの宿主は商取引の仲介役を担当した。佐伯有一氏は「日本における中国人の移住から定住への過程は、こうして日中貿易という経済活動部門の関連部門業者の定住、そしてしかも日本社会に『雑居』する形での定住を出発点としたのである⁽⁴⁷⁾」と見ている。

幕府が1633年、鎖国の第一歩を踏み出すと同時に、「長崎奉行は住宅唐人が同郷の貿易船を相手に経営していた船宿に手を着け、その宿口銭を削減した⁽⁴⁸⁾」。さらに1666年、長崎奉行によって「宿町」制度が実施されることになった。すなわ

ち各町に口銭利益の配分をはかるため、船宿の順番が明確に定められたのである。

この散住型について山本紀綱氏は「貿易商人や船員として多数来船した人々は、早くは『差宿』のように自由に市中の町屋に宿泊し、また後には『町宿』というような割り当て宿泊によって各町市民の世話を受けており、そこには共存共栄の国際的社会生活が営まれていた⁽⁴⁹⁾」と語っているが、「差宿」や「宿町」という「雑居」パターンは、華僑と長崎人との相互理解や相互交流の促進をうかがわせるものである。

②集住型A・日本最初の中華街——幕府の命令によって開設された唐人屋敷

1689年、長崎市民の人口が5万1,395人であったのに対して、市中に散在して宿泊する長崎華僑は、実に約1万人という記録があるが、これによれば6人に1人が中国人であったということになる⁽⁵⁰⁾。この人数は長崎華僑の最多記録でもある。実はその前年の1688年に幕府の規定に基づく唐人屋敷（唐館）の設置造営が、十善寺の地（取り締まりによって壊されたキリスト教寺院の廃墟）で始まった。これが竣工した1689年から、長崎華僑の活動範囲はすべて唐人屋敷内だけに制限された。

幕府はなぜ華僑の限定居住を定めたのか。唐人屋敷を設立した理由として、山脇悌二郎氏は、密貿易の防止、銅貿易の統制、キリスト教の取り締まり、の三点を挙げている⁽⁵¹⁾。唐人屋敷の管理運営の最高責任者は長崎奉行であり、奉行はまた中国貿易の幕府の代行管理者でもあった。「いわば唐人屋敷の管理は、唐人の隔離収容とその監視・処遇という行政面だけではなく、交易商売という経済面にまで及ぶのである⁽⁵²⁾」。ようするに「唐人屋敷設置造営の目的を一言にしていえば、江戸幕府鎖国体制の実質的完成にあったといえよう⁽⁵³⁾」。

『長崎実録大成』などの史料によると、唐人屋敷の敷地面積は約1万坪、1736年に597坪あまり

拡張している。しかし、構内の建物は1棟2階建て27坪のものが20棟あるに過ぎない。市中の民家にいた時に比べたら、たいへん狭い。この外に107店の小売店や、井戸、倉庫等があった。番所が設けられ、長崎奉行所より警備を雇い、大門の出入りには厳重な検問がなされた。商取引は館内の札場で行われ、商品はその荷蔵に格納される。長崎に上陸した華僑はまっすぐ唐人屋敷に案内され、その後の商取引や日常生活をすべて唐人屋敷のなかに制限され、出歩くのも禁止され、すなわち唐人屋敷内に封じ込まれたのである。なお建設費用は、華僑の商品売上から家賃の名目で徴収された⁽⁵⁴⁾。

こうして安政開国までの160年余の間に、華僑の一時滞在地は原則としてずっとこの唐館に局限され、日本社会との混交は厳しく規制されていたのである。この間、構内では行動の規制によるトラブルが起こったり、出火、地震などさまざまな事件、災害、事故があつたりして華僑の不満をつのらせた。一方、こっそり唐人屋敷から脱け出し、町民と密貿易をする者は後を絶たず、幕府はそのような事件が発生するにつれ、番所を増設するなど、警戒を強めた。当時、長崎出島の蘭館に限定居住させられていたオランダ人は、出島の蘭館のことを「国立の牢獄」といったが、官氏は『国立の牢獄』とはオーバーであろうが、唐人たちにもこれに近い感情があった。本国では、唐人屋敷のことを『土庫』と称している⁽⁵⁵⁾と述べている。『長崎市史』には「……唐人等は日本当局の彼らに対する処置が余りに微細に入りて拘束するので、常に不平を抱き機を窺った」と記されている。こうして枠にはめようとする幕府、枠から出ようとする華僑の矛盾は常に起こっていたという⁽⁵⁶⁾。他方、集住は華僑たちのアイデンティティ、集団の結束力、中国の伝統行事（盆祭など）の継承などを強化させたという側面も考えられよう。

③集住型B——安政開国初期、外国人居留地に隣接する中華街の形成

幕末に日本はアメリカの「黒船」の来航によって開国することになり、長崎、函館、下田港を開港した。さらに1858年、アメリカをはじめ蘭、露、英、仏との間にいわゆる「安政五か国条約」を結び、神奈川、長崎、新潟、兵庫も開港することになった。条約に基づき、これらの港では条約相手国の外国人に対して、貿易のための滞在、借地、建物の買収や建築を認めるほか、江戸と大阪では商用のための宿泊と借家も認められた。ただし、どこでも外国人居留地という決められた地に限定された。他方、幕府は長崎貿易政策についてはこれまでと変わらず、従来の唐人屋敷関係の日中貿易も承認していた。この時期から華僑の構成において大きな変化が現れる。前述したように中国からやってきた欧米商社とともに中国の「買弁」商人、代理商や使用人も続々と来日し、長崎、神戸、大阪、さらに横浜、江戸へと北上していった。しかし、当時清国は無条約国であったため、彼らは居留地内への居住が認められなかった。そこで華僑たちは居留地に隣接するところに住居を構えるようになり、これが今日の中華街形成のきっかけとなる。中華街の出現は、次の二つの意義をもつ。一つは幕府の命令によって開設され、一般庶民との接触を許さなかった唐人屋敷と違い、中華街は自然発生的に形成されたということである。いま一つは、中華街は一時滞在の唐人屋敷と違い、しだいに集住型の華僑定住社会を形成する基盤となったということである。

1871年、日清修好条規の締結によって華僑も外国人居留地への居住が法認されるようになった。にもかかわらず「華僑の外国人居留地への進出に対し、西洋人はそれを規制しようとする動き」をみせたため、「華僑は居留地会議のメンバーとなることはなく、居留地の自治からは締め出されていた⁶⁷⁾」。こうして華僑の多くは依然として居留地に隣接する雑居地に住むこととなり、長崎では唐人屋敷の近くにある新地町一帯、大阪では川

口居留地に隣接した本田町、神戸では元町通辺りに集中して住んでいた。華僑たちは住居の外に各種の店舗を開いたりした。例えば神戸の場合、華僑たちは居留地西側の雑居地に家を構え、「さらにいくつかの狭い露地によって形作られた一劃に雑貨商、豚肉商、飲食店、漢薬店など各種の店舗が軒を並べ、このほかペンキ職、洋服職、船員など雑業の職人たちが雑居して、中国人の町のようになったことから、南京町と呼ばれるに至ったものである⁶⁸⁾」。

今日の在日華僑の居住様式は、散住(雑居)型と集住型に分けられるが、都市部に集中するのが特徴的である。以上の考察で分かるようにこれらの居住分布のパターンは、日本の法的規制と深くかかわっており、またその居住の原型は明治期までにすでに形成されたのである。

(2) 華僑の入国身分・職業構成に関する法的規制

安政開国から明治初期までの華僑の法的地位については、洲脇一郎氏らの研究によれば、無条約時代、日清修好条規締結(1871年)から清国理事府が設置されるまでの時期、理事府の設置(1878年)以降という三つの時期に分けることができる⁶⁹⁾。すなわち、

神戸を例にみると、無条約時代には「本来的には外国人に『付属』する華僑、つまり外国人の『使用人』だけが存在するはずであったが、事実上はすでに独立して開業する華僑が多数存在していた。治安維持などの観点から西洋人も華僑の取り締まりを要求し、日本側も条約遵守という立場などから華僑の取り締まりを実施し、その手段として華僑登録が各開港場で行われるようになる。日清修好条規によって開港・開市場での、華僑の貿易、居住が認められ、また理事府が設置されるまでの間は日本の地方官の支配に服することになり、日本法に従うことになっ

た。理事府の設置後は通常の外国人の地位とほぼ同じになった⁽⁶⁰⁾」。

しかし1894年の日清戦争によって華僑の地位にまた大きな変化がおこり、政治的、法制的面で他の外国人と比べて差別される地位に置かれるようになるとともに、社会的な差別・圧力も受けることになる。これは以上に次ぐ第四の時期だといえよう。

①来日華僑と華僑登録制度について

「1866年以来、無条約下の在日清国人を掌握する目的で、籍牌・門牌と呼ばれる戸籍登録が実施されていた⁽⁶¹⁾」。これは、華僑登録制度であり、当時の華僑取り締まり政策の一環である。すべての華僑は登録義務を付けられていた。登録項目は、華僑の姓名、居住地、地番（住所）、年齢、出身地、職業、来日時（到港）、登録日（籍牌支給日）、番号を含む。登録者毎に身分により上、中、下の三等に区別され、それぞれ異なる額の入籍手数料をおさめることとされた。

地域別にみると、横浜では1867年11月の「横浜居留地取締規則」第4条で華僑の取り締まりが規定され、そのための登録制度は神奈川奉行により実施されることとした。長崎では1868年12月の長崎府の布令によって華僑登録制度が始まった。また1870年3月の外務省指令で「支那人取締法」が公布された。同年4月、大阪では中国人に対する取締規則が、11月には神戸で「清国人取締仮規則」が設けられた。函館では1874年4月に華僑登録制度が発足した⁽⁶²⁾。このようにして華僑登録制度は日本各地で相次いで実施されていたのである。

日本政府によれば登録制度の趣旨は「其本分を守り生計を営む者は扶助して其商業を遂げしめ若又行ひ実には奸悪なるは是を罰して将来を戒める」（長崎府布令）ことにある⁽⁶³⁾というが、その結果は「中国人はいまや地方官憲の厳格な管轄のもとに置かれている。身元を明らかにできない多くの者は本国に帰ることを余儀なくされた⁽⁶⁴⁾」が、

一方西洋人には歓迎されていた。日本政府、華僑及び西洋人の三者関係について洲脇氏らは次のように指摘している。

「明治初期の日本政府の華僑政策は、それが西洋人の利害に関係する限り、西洋人からの牽制を免れえなかった。ことに明治四年の日清修好条規、同通商章程の締結までの無条約時代には、西洋人の強い介入がみられた。神戸在留の西洋人もしばしば、神戸発行の英字新聞などで華僑問題を取り上げた。そうした論調は、兵庫県華僑登録政策の帰趨や華僑の居住区域の問題にも重要な影響力をもっていたと思われる。しかし、同時にそれは一面では当時の神戸華僑の経済的な実力を西洋人が危惧したためでもあった⁽⁶⁵⁾」。

したがって明治初期の在日華僑が無条約国民と西洋人の随伴者という弱い立場に立たされたため、日本の華僑政策は西洋人の考えの影響を受けるという特徴をもつことになった。

②華僑の内地雑居・職業構成について

無条約国民ということで入国から貿易活動まで制限を受けた在日華僑は、1871年の日清修好条規の締結によってその在日の法的地位が一応保障されることになる。日清両国は、双方ともに開港場をきめ、相互の国民の貿易活動を許すこと（第7条）、相手国の領事裁判権を認めること（第8条）とした。その後、来日華僑が増加し、その人数は当時の在日外国人のほぼ半数を占めるに至る。1870年から1878年までは、出身地からみれば福建省出身者がもっとも多く、その次は広東省、江蘇省、浙江省、安徽省人である。職業は、商人の傭工、商人、職人及びその傭工の順であった。その後の1891年、商人の数が第1位になった⁽⁶⁶⁾。華僑は各居留地で活躍し、しだいに出身地を中心とする会館、会所が結成され、それらを中心とする華僑社会が形成されていった。ところが、1894年日清戦争勃発と同時に引きあげ、帰国する華僑が続出

し、中華街には空屋が増え、在日華僑人口は1893年の5,343人から1,576人へと激減した。しかし日清戦争後、日本経済の景気の高揚にしたがって華僑はまた続々と来日した。その中ではとくに労働者が多かった。こうして1897年の華僑人口はすでに戦前の人数に戻り、5千人台を超えていた。

1899年、条約改正などによって日本は西欧諸国に対し、治外法権の撤廃に成功し、外国人居留地は返還された。同時に外国人に日本全土を開放し、外国人の内地雑居を許すことになった。しかしこの外国人雑居に伴い、日本政府は次の二つの規則を同年に公布・施行したのである。その一は「条約若ハ慣行ニ依リ居住ノ自由ヲ有セサル外国人ノ居住及營業等ニ関スル件」（明治32年7月27日・勅令第352号）及び施行規則（内務省令第42号）、その二は、「宿泊届ソノ他ニ関スル件」（明治32年7月8日・内務省令第32号）であった。

勅令第352号は、条約締結国以外の外国人であっても「従前ノ居留地及雑居地以外ニ於テ、居住、移転、營業其ノ他ノ行為ヲ為スコトヲ得」としたが、ただし労働者については、とくに行政官庁（庁府県長官）の許可を受けなければ、居住及びその業務を行うことはできない（第1条）と定められた。そしてその施行規則により、労働者とは、農業、漁業、鉱業、土木、建築、製造、運輸、挽車、仲仕業、その他雑役に関する労働に従事する者をいい、家事使用人、炊事給仕人は除かれた⁶⁷⁾。この勅令は、戦後の1945年10月まで存続した。

勅令第352号は華僑労働者を取り締まる趣旨で制定されたものであることは、同年の内務大臣訓令（第728号）によって明らかである⁶⁸⁾。このことについては今日、入管当局も「我が国の措置は中国（清国）人労働者移民問題を未然に防いだものといえよう⁶⁹⁾」と述べているところでもあり、もっとはっきり言うといわゆる単純労働者の入国を禁止したものである。禁止の理由について許淑真氏はその詳細な考察を通して、日本国内労働市

場の過剰及びいわゆる「非文明的」な中国人労働者の人間性の否定という2点を指摘している⁷⁰⁾。また、該勅令の公布の背景となる中日国家間関係について許氏は、「清国人は、日清戦争によって、日清修好条規以来、相互に保持していた領事裁判権を喪失し、戦争中は、交戦国国民として、防諜的な意図を含んだ取り締まり法案——勅令第137号によって規制されていた。戦後処理も終わり、これに代わるものとして、勅令第352号の発令となったのである⁷¹⁾」と指摘している。

勅令第352号は、日本華僑社会の構成及び性格を規定する大きな要因となった。これ以降、在日華僑は、商人と雑業者が主軸となり、一般商業活動者を除いては、洋服仕立て、料理、理髪の三刀業（鋏、包丁、剃刀などを使うので『三刀』という）、呉服行商、家事使用人などの雑業者に限られることになるので、許氏は「日本華僑が世界各地の華僑に比して、弱小であること、又、戦後まで続いた両者（貿易業者と雑業者）の対立関係、さらに、昨今の外国人の不法就労問題など、該勅令の影響には、計り知れないものがある⁷²⁾」と述べている。

次に内務省令第32号は、内地に雑居する外国人の管理法令である。同一市町村に90日以上居住する外国人の居住届、または旅館など営業による外国人の宿泊届を10日以内に所轄警察官署に届出し、当該外国人の氏名、国籍、職業、年齢、居住地、居住年月日、前居住地、本国における住所及び随伴する家族の続柄まで届出することを義務づけたものである。これにより、日本人と雑居する外国人の居住関係や身分関係を掌握することができるのである。「今日の外国人登録に当たるということができよう⁷³⁾」と法務省みずからいうものである。ただ「現在と違って、市役所や区役所でなく、警察の管轄であることが注目される⁷⁴⁾」ものである。

以上の考察を通して初期在日華僑史の展開と日

本の法的規制との密接な関連が明らかになった。そして外国人に対する日本の法的規制の特徴は、許氏が指摘するように何よりも「幕府鎖国以来、日本では、常に日本社会の構成上、空白な部分にのみ外国人の進出を許容してきた⁷⁵⁾」という点にある。今日の在日華僑の法的地位には、この時代の烙印を強く残した特徴がみられる。以上より、在日華僑の構成及び華僑社会の性格に見られる特徴は、この時代において基本的に形成されたといえよう。

6. むすび

以上、簡単ではあるが、初期在日華僑社会形成史に対する考察によって国家間関係がエスニック集団のありかたに対して大きな影響を与えてきたことが明らかになった。千年以上にわたる中日交流によって形成された、一般の日本人の中国人に対する親近感及び中国文化に対する尊敬の念は、在日華僑の受け入れにとって、良好な市民的社会基盤を築くうえで重要な前提であった。他方、近代における日本政府の対中国観、対中国政策は、在日華僑のありかたを大きく規定してきたことがうかがえよう。

近代以降、中日戦争など中日国家間関係の変化のもとで在日華僑社会は、曲折した道を歩んで来た。そしてこういう歴史のなかで形成され、変容しつつある在日華僑のアイデンティティには、近代の中日国家間関係史の烙印が深く刻まれているといえよう。アレン・S・ホワイティング氏が語っているように、近代以降の中日国家間関係は「1894年～95年の日清戦争以来、1972年の国交正常化までの支配的な傾向は、協力よりも対抗と紛争であった。物的、心理的なきわめて苦痛に満ちたこの記録に照らして見れば、40年以上たっても歴史的な遺産が中国人の意識の表面もしくはそれに近いところに依然として残っていることは不思議ではない⁷⁶⁾」のである。今日の在日華僑社会は、

東南アジアや欧米諸国の華僑華人と比べると、特に「落地生根」の華僑である（華人ではない）という特徴をもっている。これは、上述のような中日国家間関係史と無関係ではないだろう。

現実には、在日華僑社会もこの半世紀の中で華僑社会から華僑華人社会へと変容しつつある⁷⁷⁾。それにもかかわらず注目すべきことは、在日華僑の多くは、永住しているけれども、積極的に居住国の国民すなわち日本人に変わろうとしているとは言い難いという点であろう。華人化が国際結婚などにより急速に進んでいる一方、同化を求め、多元化をなかなか認めようとしない居住国日本社会の壁にぶつかっているというのも、現実なのである。すなわち今日の在日華僑社会も日本社会も新しい局面に臨んでいる。在日華僑も日本人も、歴史的な遺産を背負ってまたそれを乗り越え、ともに新しい共生社会の構築を求められているのである。今後、このような視点から在日華僑社会ひいては在日中国人の新しい変化の様相と日本社会との相互関係について、いっそうの検討を進めていきたいと考えている。

〔注〕

- (1) 華僑とは外国に定住している中国国籍保持者を指し、華人とは居住国の国籍を有する中国出自の者を指す。華人を華僑とした報道を例に挙げると、例えば朝日新聞1994年4月28日付けの連載「市場経済へ94年中国⑤」に「日本の企業と華僑資本連携」というサブタイトルがつけられているのに、そこで登場した者は46才の「福建出身のインドネシア華僑で、現在の国籍はシンガポール」だという。

かつて（15年前）戴国輝氏も似たようなことに直面して次のように述べていた。

「つい最近、シンガポールのリー・クアンユー首相が、プレスクラブで記者招待会をやりました。ある日本人記者が『シンガポールの華僑の

立場から中国の四つの近代化に対してどう見ているか、どう協力するか』という質問を出したところ、リー首相は一瞬厳しい顔になり、『われわれは華僑ではありません。シンガポール人です』と答えられたそうです。それで他の外人記者がドーッと笑い出したという話を聞きました。別にこのことだけを取り出して、日本の新聞記者諸公がみんなそういう愚問を発するということを指摘したいのではありません。私もたまたま物を書くので、日本の新聞記者諸公との付き合いが割合あり、彼らの優秀さを知らないわけではありません。ただ、極度に分業が進んでいるため、外信部の人でなく、社会部とか政治部の記者が来訪外国人賓客と接触する場合、十分外国の勉強をしていないため、妙な質問をしてしまうこともままあるわけです。実は『我々は華僑ではない』ということ、リー・クアヌー首相は長年言い続けてきたのです」（戴国輝『華僑——「落葉帰根」から「落地生根」への苦悶と矛盾』研文出版、1985年、8～9頁）。

- (2) 1993年11月22～24日・香港で開かれた「第2回世界華商大会」において、リー・クアヌー氏は「われわれは華人である。……中国を出てから2ないし3世代を経て、われわれは自分が生まれた国に根を下ろしてきた」と改めて強調していた（『中央公論』1994年2月号、180頁）。
- (3) そもそもエスニシティ理論の始まりは、アメリカ国内の民族問題の議論にあったので国家間関係の視点に欠けているのは無理ないと思うが、しかし、この理論によって在日外国人である在日華僑の問題を考えるとときには、国家と国家間関係の視点を導入することが、不可欠と思われる。
- (4) 松本武彦「華僑研究の現段階」（辛亥革命研究会編『中国近代史研究入門』汲古書院、1992年、255～256頁）によると、「『雍正朱批諭旨』雍正4・5・6年の各条に『華僑』の語が散見

される。従来言われている語の発生をいわゆる近代に入ってからのもとする説は、完全に否定された。」この18世紀20年代説は、狭間直樹氏の指摘と松本武彦氏の研究による新しい説であるが、まだあまり知られていないようである。これまで「華僑」の語は、松本氏も述べたように19世紀80年代以降、使われはじめたというのが通説であった。

- (5) ①陳碧笙「關於華僑史分期的幾個問題」（鄭民・梁初鳴編『中国華僑歴史学会叢書』の三『華僑華人史研究集(1)』中国海洋出版社、1989年、62～75頁）を参照。②市川信愛「華僑概史」（『華僑社会経済論序説』第2章、九州大学出版会、1987年、53～120頁）。
- (6) 斯波義信「中国と華僑（華人）」（第2回「大学と科学」公開シンポジウム『アジアその多様な世界』予稿集、1988年、87頁）。
- (7) 戴国輝「異文化社会と華僑（華人）」（前掲、第2回「大学と科学」公開シンポジウム『アジアその多様な世界』予稿集、107頁）。
- (8) 肖永堅「戦後東南アジア国家的華僑帰化政策及其影響」（郭梁編『戦後海外華人変化国際学術討論会論文集』中国華僑出版公司、1990年、142頁）。
- (9) 佐伯有一「在日中国人経済社会の史的発展と文化摩擦問題試論——経済活動を軸として」（山田信夫編著『日本華僑と文化摩擦』巖南堂書店、1983年、289頁）。
- (10) 内田直作『日本華僑社会の研究』同文館、1949年。
- (11) 陳昌福『日本華僑研究』上海社会科学院出版社、1989年。
- (12) 木宮泰彦『日華文化交流史』富山房、1955年。
- (13) ①斯波義信「明治期日本来住華僑について」（『社会経済史学』第47巻4号、1981年、57～72頁）。②斯波義信「在日華僑と文化摩擦——函館の事例を中心に」（前掲『日本華僑と文化

摩擦』37～117頁)。

(14) 佐伯有一, 前掲書。

(15) 市川信愛「日本と華僑(華人)」(前掲, 第2回「大学と科学」公開シンポジウム『アジアその多様な世界』予稿集, 95～105頁)。

(16) 汪向榮「中日関係史的分期問題」(中国中日関係史研究会編『日本の中国移民』生活・読書・新知三聯書店, 1987年, 5～18頁)。また日本側の代表的な日中関係史研究としては, 注(12)の木宮前掲書のほか, 秋山謙蔵『日支交渉史研究』(岩波書店, 1941年)がある。

(17) 蘇崇民「関于中日関係史分期的幾個問題」前掲『日本の中国移民』, 19～28頁。

(18) 秋山前掲書。

(19) 山本紀綱『長崎唐人屋敷』謙光社, 1983年, 30～31頁。

(20) 中西啓「長崎華僑と長崎聖堂(上)」(市川信愛編著『近代日本華僑社会の系譜と展開に関する研究』昭和61～62年度文部省科学研究費補助金・研究成果報告書(資料編), 宮崎大学教育学部社会経済研究室, 1987年, 1頁)。

(21) 山本紀綱, 前掲書, 36～37頁。

(22) 内田直作, 前掲書, 51頁。

(23) 官文秀「実録・在日華僑の軌跡(2)」(『潮流』公聞出版社, 1982年5月, 203頁)。

(24) 福宿孝夫・劉序楓「長崎市稲佐山の悟真寺・国際墓地における唐人古碑類及び関連資料の解説」(市川信愛編著『近代日本華僑社会の系譜と展開に関する研究』宮崎大学教育学部社会経済研究室, 1987年, 11～40頁)。

(25) 柳谷謙介「唐通事」(『産経新聞』1991年10月15日。当時, 柳谷氏は日本国際協力事業団総裁であった)。

「唐通事の職務は時代により変遷があるが, 貿易の自由な慶長・元和年間を除けば, 一口に言って, それは単なる通訳たるに止まらず, 幕府の対外政策に対する違反を規制するため, 来

航唐船に関する取締等一切の行政の執行を担当し, 併せて住宅唐人や通事内部のことも処理するものである」。(李猷璋『長崎唐人の研究』〔親和書庫第16号〕親和銀行ふるさと振興基金会, 1991年, 316～317頁より)。

(26) 李猷璋, 前掲書, 277～278頁。

(27) ①童家洲「関於明末清初, 日本長崎福建籍華僑起源問題初探」(『華僑歴史論叢』第6輯, 福建省華僑歴史学会, 1990年, 241～242頁)。

②李猷璋, 前掲書, 152～156頁。

(28) ①山本紀綱, 前掲書, 176頁。②宋越倫編著『中日民族文化交流史』台北・正中書局, 1966年, 155～156頁。

(29) 内田直作, 前掲書, 66頁。

(30) 内田直作, 前掲書, 69頁。

(31) 官文秀, 前掲書, 208頁。

(32) 同(注31)。

(33) 山本紀綱, 前掲書, 19頁。

(34) 佐伯有一, 前掲書, 297頁。

(35) 内田直作, 前掲書, 65頁。

(36) ①山本紀綱, 前掲書, 180頁。②木宮泰彦, 前掲書, 705～708頁。

(37) 柳谷謙介, 前掲。

(38) 官文秀「実録・在日華僑の軌跡(6)」(『潮流』公聞出版社, 1982年9月, 168～169頁)。

(39) 山本紀綱, 前掲書, 306～307頁。

(40) 山本紀綱, 前掲書, 17～18頁。

(41) ①山本紀綱, 前掲書, 279～280頁。②『長崎市史』風俗編, 上を参照。

(42) 関根政美『エスニシティの政治社会学』名古屋大学出版会, 1994年, 274頁。

(43) 関根政美, 前掲書, 283頁。

(44) 菱谷武平「唐館の解体と変質——新しい居留地の形成」(長崎史談会編『長崎談叢』第59輯, 鈴木博英社, 1976年6月, 45頁)。

(45) 早瀬利雄「華僑社会研究の諸問題(3)」(『経済と貿易』第82号, 横浜市立大学経済研究所,

- 1963年3月, 5頁)。
- (46) 山本紀綱, 前掲書, 129～133頁。
- (47) 佐伯有一, 前掲書, 296頁。
- (48) 李猷璋, 前掲書, 335頁。
- (49) 山本紀綱, 前掲書, 18頁。
- (50) 官文秀「実録・在日華僑の軌跡(8)」(『潮流』公聞出版社, 1982年9月, 144頁)。
- (51) ①山本紀綱, 前掲書, 200～201頁。②山脇悌二郎『長崎の唐人貿易』(日本歴史叢書6, 吉川弘文館, 1964年, 75～81頁)。
- (52) 山本紀綱, 前掲書, 235頁。
- (53) 山本紀綱, 前掲書, 197頁。
- (54) ①山本紀綱, 前掲書, 197～278頁を参照。②官文秀, 前掲書(注50), 144～147頁。
- (55) 官文秀, 前掲書(注50), 145頁。
- (56) 官文秀, 前掲書(注50), 151頁。
- (57) 洲脇一郎・安井三吉「明治初期の神戸華僑——兵庫県の華僑政策と明治10年籍牌を中心として」(神戸大学教養部紀要『論集』42号, 1988年10月, 16頁)。
- (58) 鴻山俊雄『神戸大阪の華僑——在日華僑百年史』華僑問題研究所, 1979年, 169頁。
- (59) 洲脇・安井, 前掲書, 4頁。
- (60) 同(注59)。
- (61) 同(注13①), 61頁。
- (62) ①洲脇一郎・安井三吉, 前掲書, 4～5頁。
②斯波義信前掲(注61)。③布目潮風「明治11年長崎華僑試論——清民人名戸籍簿を中心として」(山田信夫編前掲書)を参照。
- (63) 洲脇・安井, 前掲書, 7頁。
- (64) 1869年, 長崎駐在のイギリス領事が日本公使に提出した商業報告「コマーシャル・レポート」に書かれている(洲脇・安井, 前掲書, 7頁より)。
- (65) 洲脇・安井, 前掲書, 12頁。
- (66) 市川信愛『華僑社会経済論序説』九州大学出版会, 1987年, 221頁。
- (67) 法務省入国管理局『出入国管理の回顧と展望(昭和55年度版)』1981年, 65～66頁。
- (68) 内務大臣訓令第728号には次のように書かれている。「今般勅令第三百五十二号ヲ以テ清国臣民, 無条約外国人, 無〔国〕籍外国人ノ居住營業等ニ関スル件制定相成, 猶内務省令第四十二号ヲ以テ其ノ施行細則相成候処, 右ハ主トシテ清国労働者ヲ取締ルノ主旨ニ有之」。(宮崎繁樹「戦前の我が国における外国人の処遇」『国際法外交雑誌』国際法学会, 第72巻第2号, 1973年, 13頁)。
- (69) 同(注67), 66頁。
- (70) 許淑真「労働移民禁止法の施行をめぐる」(『社会学雑誌』第7号, 神戸大学社会学研究会, 1990年, 104頁)。
- (71) 許淑真, 前掲論文, 103頁。
- (72) 許淑真「日本における労働移民禁止法の成立——勅令第352号をめぐる」(『布目潮風博士古稀記念論集 東アジアの法と社会』汲古書院, 1990年, 577頁)。
- (73) 法務省入国管理局, 前掲書(注69)。
- (74) 許, 前掲論文(注72), 559頁。
- (75) 許, 前掲論文(注72), 556頁。
- (76) アレン・S・ホワイティング著, 岡部達味訳『中国人の日本観』岩波書店, 1993年, 58頁。
- (77) 1993年12月末現在, 在日中国人総数19万5,334人。そのうち在日華僑は5万4,518人。一方在日華人(「帰化」による者のみ)は5万人近くになっている。拙稿「在日中国社会の変容——神戸華僑を中心として」(『社会学雑誌』第11号, 神戸大学社会学研究会, 1994年)を参照。